

平成23年第28回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成23年3月7日

【開会】

【議案第7号～議案第18号審査】

日程第1	議案第7号	平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	1
日程第2	議案第8号	平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	14
日程第3	議案第9号	平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	17
日程第4	議案第10号	平成22年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）	18
日程第5	議案第11号	平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	18
日程第6	議案第12号	葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例	18
日程第7	議案第13号	町立保育所条例の一部を改正する条例	18
日程第8	議案第14号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	18
日程第9	議案第15号	葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることにつ いて	18
日程第10	議案第16号	岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決 を求めることについて	18
日程第11	議案第17号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることにつ いて	18
日程第12	議案第18号	22災51号河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求 めることについて	18

平成23年第28回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成23年2月10日(木)					
招集年月日	平成23年3月3日(木)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成23年3月3日～平成23年3月18日 16日間					
会議の月日	平成23年3月7日(月) 開会10時00分 閉会12時10分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	2番	鈴木 満		5番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の審査日程に入ります。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。質問する委員は、質問する箇所のページを示して簡潔にお願いします。なお、質問事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に日程第1、議案第7号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

私は22ページの削蹄助成費の増額と申しますか、その部分についてお伺いいたします。

始めに4,000,000円の事業費ということで計上になっておりました、今回3,000,000円ということですがけれども、今までの実績はどのくらいになっているのかお伺いいたします。

そしてまた、ホルスタイン種、あるいは和牛等はどのくらいになっているのか伺います。

委員長 (高宮一明君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (荒谷重君)

削蹄助成事業についてお答えします。

当初4,000,000円をお願いしたところでございますが、農家の皆さんから積極的に事業を活用していただきまして、2月末までの実績が148戸で5,000頭となっております。なお、3月にあと2,000頭ほど、農家等の要望調査いたしましたところ2,000頭ほどの要望があるということで、今回3,000,000円を追加要望させていただいたところでございます。

なお、ホルスタインと和牛種の頭数については、大変失礼ですが把握していないという状況でございます。

委員長 (高宮一明君)

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうすれば、2月末で約5,000頭というようなことですが、全体的な頭数にすると、先日は黒毛和種の部分の増頭運動でも1,000頭に達したということをお伺いしておりますけれども、まだまだ伸長率といえますか、そういった部分が足りないような気がしますけれども、3,000,000円でよろしいのかどうか、お願いします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

今回3,000,000円、300頭分増額したわけですが、先ほども申したとおり2月末での実績が5,000頭、そのほか3月分が2,000頭と見込んでおりますが、これはある程度農家の意向を調査しての結果でございます、全体でいきますと、約9割の頭数に当たるものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

私からは21ページの大雪災害での補正で、いわて農業担い手事業補助金の中身についてお伺いしたいと思いますけれども、こちらの資料の方を見ますと、農業施設、畜産施設ということでございますけれども、これ以外にですね、例えば農作業に従事する作業小屋、あるいは農機具等の車庫等にはこれは該当にはならないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

今回のいわて希望担い手事業につきましては、これまでも農業施設、あるいは機械等の導入、あるいは園芸施設の導入に当たって、本町では活用させていただいているものでございますが、今回の災害に当たっては県の方の配慮もいただきまして、前倒しで来年度、23年度前倒しで22年度を対象にしてもらっているものでございます。そもそも対象は、先ほども言いましたとおり、園芸施設、あるいは牛舎等につきましては低コスト牛舎、さらにはたい肥舎等が対象になるものでございまして、作業小屋等につきましては対象にはなっていないものでございます。

補助率につきましては、県が3分の1、町が6分の1の義務負担がありまして、農家

には2分の1で支援をするものでございます。以上です。

委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

鈴木満委員

これらの施設は補助事業で建てたものですか。それとも、補助事業以外の施設でも可能だということでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

対象は必ずしも補助事業で被災になったものという限定にはなってございませんで、今回この事業で補正をお願いしている施設につきましても、補助対象以外で被災になった部分についても計上しているものでございます。

委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

鈴木満委員

これは3月の補正ということでございますけども、毎年我が町はやはり春先になりますとどか雪が降る傾向がございます。今も例えば、かろうじて、なんとか保っているような施設等が、今後さらにこの雪の害でもし倒壊という場合にも、これは新年度になってからの補正でも、こういう事業というのは可能なのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

既に各農家の要望をとりまして、把握しまして、この事業を利用するかしないか等も1戸1戸確認させていただいたところでございます。

とは言いましても、その時点以降にまた作業小屋等が雪の重み等によりまして潰れたというようなケースもございますが、とりあえずは今回の部分については、この事業の中で申請しているものでございます。もし、そういった農家の希望があった場合は、新年度での対応になるものと思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から10ページですが、総務使用料の関係で、地域情報通信基盤施設使用料が1,284,000円ほどなっていますが、この使用料として頂戴する、その使用料条例との関わり、あるいは1,284,000円となった積算根拠はどのような形で、このような計上になっているのか、その点をまず最初にお伺いをいたしたいと思います。

それから、先ほど鈴木委員の方から質問ありました大雪災害の関わりなのですが、6ページのこの債務負担行為ですね、これとの関わりはどのような形になっているのでしょうか。

また、この債務負担行為では、融資の部分でございますので、この融資の機関は、その特定の融資機関というふうになっているものかどうか、どこを指しているのかですね、どこから融資を受けたような場合には、この債務負担行為の議決のものが適用されるのか。

あと、現行のこの融資利率、これはどのような、実際にはどのくらいになっているのかですね、この利子補給では年率の1パーセントのようでございますが、その辺の関わり。

それからまた、ここの利子補給の活用見通しはどのような形になるのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

最初に債務負担行為の方についてお答えいたします。

今回の自然災害及び農畜産物低価格特別利子補給の部分でございますが、これはJA新しいわてが貸出機関となりまして、貸出利率1.3パーセントのうち町が1.0パーセントの利子補給を行うものに対して、債務負担をお願いするものでございます。

融資限度額30,000,000円としておりますが、現在JAさんの方には10,000,000円ほどの相談があると伺ってございますし、また、これにつきましては期間が、償還期間が61か月となってございますが、据え置き期間13か月以内となっております。ですので、農協を通して農家等が借りた場合を対象にするというものでございます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

総務使用料のご質問の関係にお答えを申し上げます。

今回補正予算でお願いしました地域情報基盤施設使用料でございますが、2月22日にNTTのブロードバンドサービス、Bフレッツというサービス、光ケーブルを利用した高速ブロードバンドサービスでございますが、町内で提供されてございます。その日

をスタートといたしまして、3月31日までの分の使用料を計上したものでございます。当初予算のところでも説明申し上げましたが、当初予算の方には23年度12か月分ということで措置をさせていただいております。

この使用料の内容でございますが、町が3年かけて整備しましたイントラの幹線の光ファイバー、それから今年度整備いたしました枝線、あるいは各戸に光ファイバーを引いてございますが、その中にはテレビ用の光ファイバーの線とブロードバンドに貸し出すための線等が入っております。そちらの方も整備してございまして、そちらの方は貸し出すということを前提に整備している部分がございます。その部分について、借りていただくNTT東日本と協議しながら詰めたものでございますが、その中身といたしましては、逆に町がNTTの電話柱、あるいは東北電力の電話柱を借りることによって支払います経費ですとか、局舎の中をお借りしてテレビの受信のための設備等も、それぞれの局舎に置かせていただいております。そういう使用料、あるいは場所を借りるための使用料、それからそういったものを、全体を保守していただく保守料というものをお支払いすることになるわけですが、一方NTTからは町の光ファイバー全体をブロードバンドサービスのために使い、契約をして、契約者の方々に貸し出して利用料金を個人からいただくという、ちょっと行ったり来たりの関係がございまして、そういった分について、今回はブロードバンドの契約1世帯当たりいくらとかという契約、あるいは線の数ですね、入っている線の数、ほかの場合はほとんど幹線だけを町が引いて、地方公共団体が引いて、枝線等は申し込みになった加入世帯について、NTTが光ファイバーを引くというのが一般的でございますが、今回町は全域を整備したということで、すべての世帯にもうその線も引いてあるということで、そういった部分も含めてNTTから使用料をいただくということでございまして、最終的には、協議の結果テレビに関する光ファイバーの経費以外の部分はNTTからご負担をいただくというようなことで、ほかに比べて高い使用料になってございますが、そういう積算をして最終的に協議が整った金額の日割分ということで、今回計上させていただいている、そういった内容のものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先ほどの23年度の利子補給の額につきまして、ちょっと漏れてございましたので、利子補給につきましては23年度当初で75,000円ほどの金額を見込んでいるものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この使用料の方の関わりなのですが、日割計算というような、今回は計上したというようなことですが、これは恒常的な、施設が整備された以後は、23年度は月割で計上したというようなお話のようですが、ずっと、そうしますと、これが継続していく、これが最初の予算額なわけで、したがって、この最初に計上するのが非常にまた先例になってきて、その後に関わってくるものではないのかなと思っているのですが、そうしますと、この考え方は、こちらの方の使う側との話し合いの上での使用料というようなことで理解していいのか、きちっとした使用料条例等に定めたような形での、こういったような計上の仕方なのか、その内容について再度お伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

大変失礼を申し上げました。

使用料の条例等の関係でございますが、町の使用料条例がございますが、その中の別表第1というのがございます。その中に電柱、あるいは電話柱等の、町の敷地に建っているものについて、お貸しした場合の使用料等を定めてございますが、そういった使用料を定めている別表第1というのがございます。その中に、その他のものという部分がございます。そのつど町長が定めるという項目がございますが、多岐にわたるわけではなくて、NTTとの契約の1件だけということになりますので、この条項を使いまして、定めさせていただいたという考え方でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その関係については分かりました。

次に18ページ、ちょっとお願いしたいのですが、国民健康保険費で今回保険財政自立対策費に12,000,000円ほど、このように繰り出しをするというふうなことになるわけですが、逆に12,000,000円繰り出さなければならない根拠、計算、そういったようなものは、どのようなことになっているのか。国保のこれに伴っての決算見通しについては、次の国保会計でお伺ひいたしますが、まず一般会計として、この自立対策費として12,000,000円必要だったという根拠を示していただきたいなど、このように思いますし、19ページの補助金の町単の分で、高齢者のインフルエンザの予防接種、あるいは新型インフルエンザの予防接種、今回少額ですが、このように補正になってございます。この実績というふうなお話がありましたけれども、この2点についての実績はどのような形になっているのか。町民全体のどれくらいの方々が対象者で、どのくらいの方がこの接種を受けているのか。それからまた、町内外の医療機関、全部町内で受けているものなのか、直診外なのか、直診なのか、そういったような状況を教えていた

できればありがたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

国保の一般からの繰り入れの関係でございますけれども、医療費の動向でございますけれども、全体的に人数は減っておるわけでございますけれども、その中の動向といたしまして、入院が非常に費用がかさんでおるといふ医療費の伸び、また、高額療養費これも増えているというようなことで、前半はわりと安定的にスタートしたわけでございますけれども、そのような中で医療費の動向が今後の、例年の季節変動といひますか、医療費の動向等の波等も勘案をいたしますところに、ひとつの医療費の不足分が12,000,000円ほどの負担金の分が見込まれるというようなことでございます。

それで、その財源的なものでございますけれども、一番財源的なものとしたしましては、国民健康保険税のご負担をいただいておりますけれども、国民健康保険税の今の収納状況等を見ますと、収納率では全体的に国民健康保険が前年対比比率でいけば1.8パーセントほど収納率が上がっておりまして、所得が減っているといひますか、物価の高騰等で厳しい中で非常に納税者の方々からは頑張ってお納めいただいておりますと感謝している次第でございます。そういうふうな率では、そのようになっておるわけでございますが、これは、あくまで課税所得の関係でございますけれども、昨年度との所得等を対比してみますと、給与で2.21ポイントほど、農業で8.91ほど全体の所得が落ちているというような厳しい経済状況も、昨年度と比べれば発生しております。そのような中で、医療費の給付費の後半分の支払い等の分を見込みまして、一般会計からのご負担をお願いしたいというふうなことで、ここに計上させておいてございます。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

インフルエンザにつきまして、お答え申し上げます。

対象者でございますが、7,594名になっております。それで、受診者は3,483名ほどになっております。そのうち174名が町外で接種しております。

接種率でございますが、小学生が91.08パーセント、中学生が64.07パーセント、高齢者が60.10パーセントとなっております。全体で申しますと、45.84パーセントということで、前年度の高齢者は56パーセントになっておりますので、全体的に伸びておりますし、当初の予算計上は42.32パーセントで予算計上しておりますが、それを上回っている状況でございます。

今回は町外で接種していただいた分の方の予算についてお願いしているものです。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保の繰り出しの関係ですが、全体ではこの自立対策費として27,000,000円、括弧書きで計上になっているわけですね。一般会計で、このくらい繰り出してやれば、22年度分については、給付費等を勘案すれば大丈夫というようなお話ですが、これ以上計算想定外というふうなことはあり得ないというふうな確信のもとで、今回お出しになったのか、もう一度お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、インフルエンザの関係でございますが、小学校は91パーセント、中学校が64パーセントというふうなことで、お話によりますと小学校、中学校ともインフルエンザがだいぶ流行ったようなのですが、この率から見て、小中学生の接種はどのように教育委員会としては考えておられるでしょうか。できる限りインフルエンザ、学級閉鎖とか、学校閉鎖も県内にはたくさんあったようでございますけども、こういったような部分では、この接種率を見てどのようなことで認識をなさっているのでしょうか。これは教育委員会の小中学校に対する接種率をお伺いしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

医療費の関係でございますけれども、今一般的に非常にインフルエンザが心配されたわけでございますけれども、病院等の動向等をお伺いすれば、葛巻の分についてはわりと安定しているというようなお話もございまして、その点の大幅な影響はないのかなと思っております。

ただ、先月のレセプトにもあったわけでございますけれども、突如医療費のかかる方、10,000,000円に近いようなレセプトも実はございました。それは財源補てんとして、別な方から財源補てんになるわけでございますけども、いずれ私どもの予想できない、突発的な、極めて高額なもの等がたまに発生するわけございまして、必ずというわけではございませんけれども、ここの財源を措置していただければ、22年度の国保が賄えるのかなというような観点を持ちまして、今回の財源補正をお願いしたところでございます。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

小中学生、児童、生徒のインフルエンザ接種率についての質問にお答えをいたします。

学校医から、それぞれの児童、生徒に対する接種を奨励するようにというような指導を受けながら、各学校に1月通知をいたしました。そういった中で小学校は比較的高い割合になっておりますが、中学校が少し低いかないというふうに思っております。

今ご指摘ありましたように、江川中学校など学年閉鎖等も行ったわけなのですが、少し効果が現れる前に発症、罹患をしたり、そういった部分では、もう少し早く奨励をしなければならなかったのかなというふうな反省を含めながら、この中学校の接種率の低さについては反省をし、今後しっかりとした啓蒙、啓発をしなければならないというふうに考えております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

小中学校の関係については分かりました。中学校64パーセントですから、小学校に比べますと、だいぶ落ちているようでございますから、一層の努力をお願いいたしたいなと思っております。

それで、次に高齢者の方のインフルエンザ60パーセントというふうなお話でございましたが、高齢者の方の60パーセントというふうなこの数値は、担当課とすれば、この数値はどのような形で見ているでしょうか。100パーセントが一番よろしいわけですが、高齢者の方も非常にこのインフルエンザにかかりますと重病化して、医療費につながってくるというふうなことになるわけですが、60パーセントという数値は昨年よりは少し延びたというふうなお話ありましたけれども、この辺の状況はいかがなものでしょうか。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

高齢者の接種率でございますけれども、前年度は大体54パーセント台で、昨年度が56パーセント台という形で、本年度は現在60.1パーセントというふうな、徐々には伸びてきている状況でございます。議員さんおっしゃるとおり、100パーセントしていただければいいわけでございますが、なかなか、そのような形にはならないというふうなことでございます。

それで、6割の方がやっていたらというふうな形ですので、ある意味では高いのかもしれませんが、また、できれば、高いとは言っても7割、8割の方が接種できるように通知といいますか、普及啓発をしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

22 ページお願いします。自給粗飼料の生産拡大モデル事業、減額の 1,100,000 円というふうに計上になっておりますけれども、この事業名だけ見ると自給粗飼料の拡大、これは非常に大切な課題でありますし、辰柳議員が過日一般質問でも議論されておりました。忘れましてけれども、この事業の中身を再度確認させていただきますし、また減額の理由もお知らせいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

自給粗飼料生産拡大モデル事業についてお答えします。

この事業につきましては、農家が粗飼料生産、デントコーンをラッピングする場合に對しての経費助成ということで、農家の労力軽減、あるいは粗飼料の、何と申しますか、質を高くするためのひとつのモデルとしての事業として仕組んだものでございます。

10 アール当たり約 8 個ほど生産されるようでございますが、それに対して 1 個当たり 700 円を助成しようということでございまして、当初 70 ヘクタールほどを見込んだものでございますが、実績といたしまして、23 戸の農家で 56 ヘクタールとなってございまして、今回 1,100,000 円ほど減額しまして、実績といたしまして 1,700,000 円となるものでございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

非常に大切な事業なわけですが、これ実は来年度、23 年度予算にも当初、22 年度以上の予算が計上されておりました。したがって、予想以上に減額になったにも関わらず、23 年度ではもっと大きな金額を見込んでいるわけですが、それに至った、いわゆる今回の減額の実態をどう捉えて、そして、それをどのように改善をしているのか、その点をお伺いします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

確かに今回減額しまして、23 年度は増額ということになるわけですが、先般農家等の懇談会をもってございます。そういった中で、ある程度農家の要望、あるい

は今回の実績を踏まえ、新年度やってみたいというような農家が結構ございまして、それらを踏まえて、23年度につきましては増額させてもらっているという状況でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第8号、平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどの一般会計からの関わりで、こちらの方でというようなことですが、この国保会計も今年度最後の補正予算になるのかなと思っているのですが、全体的に県内の国保事業も非常に厳しさがあるというふうな報道もあります。それで、県下の各市町村の積立基金等の状況も公表になって、葛巻は少し良くなったのかなと思っておりますけれども、一般会計との関わり。

あと、財政状況は非常に厳しいわけですが、その収入が、町民の方々の収入が伸びない、そして先ほども話ありましたとおり、税全体でも伸びる要素が見当たらないというふうなことですが、全体の22年度の財政見通しはどのような形での、最終補正での考えを持っているのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

一般会計の方でもお話をいただきましたが、やはり、その税を取り巻く環境、これが議員ご案内のとおり非常に厳しいものがあるということがひとつございます。その

中でも、非常に皆さんから認識をしていただきまして、納税をしていただいているということには、先ほども申し上げましたが、改めて感謝を申し上げます。

そのような中で、全体の会計を見ますと、基金等も一昨年は200,000円台というような、非常に基金としての価値がなされないような状況に陥ったわけでございますけれども、皆様のご理解をいただきまして20,000,000円を積み立てさせていただいたというようなことでございますが、基金の方の指導につきましては、医療費の5パーセントを目標として積み立てて、いざという時のために備えておくという上部のご指導等もいただいておりますが、そのような状態にはまだ至っていないわけでございます。しかるに税等を上げて、それを財源確保の財源とするというような環境には未だ至っていないというのもひとつあるかと思っております。大変いろいろな方たちに申し訳ない点もあるわけでございますけれども、一般会計からの繰り入れ、法定外になるわけでございますけれども、そのようなものをもって22年度の財源に充当させていただきたいというようなことで、今国でいろいろ高齢者医療のあり方等について審議が進行しておりますが、国会もなかなか厳しいようなあれで、なかなか私どもにも今報道されている報道以上のものは、なかなか入ってこないわけでございますけれども、いずれ新しい高齢者医療制度の創出、見直し等がつくまでといたしますが、それまでは市町村国保が全体の国保を支えるというような立場にございますので、心苦しいのですが、一般会計からの財源もお願いをしながら、全体の国保事業の運営を図ってまいりたいというふうなことでございますので、よろしくご理解賜りますればと思っております。よろしくお願いたします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう1点だけ、今当町のいろいろな一般会計ほか、たくさんの会計の中で一番赤字が心配されるのが、この国保会計ではないのかなと思っております。それで、このような町の予算の計上の仕方はほとんどが赤字の場合は翌年度繰上充用というような手法を用いて、赤字がないような形での予算計上になってくるわけでございますけれども、これまでも数年国保会計におきましては繰上充用という苦渋の予算計上をした経緯がございます。

それで、全体的な、先ほどもお伺いいたしましたけれども、そういったような繰上充用等が当然出てこないような、この中身でもう一度さらに点検をされまして、新年度ではそのような心配のないよう、そしてまた、先ほど言いましたとおり、国保財政の財政調整基金が医療費の5パーセント程度というようなことになりましたと、到底20,000,000円では足りないわけでございますから、その辺の財政関係を十分吟味しながらですね、ぜひ国保会計の、なかなか豊かになるというふうなことはないでしょうけれども、適正な運営というふうな発言の方がよろしいかと思っておりますけれども、一層の努力をお願いしたいなど、このように思っております。終わります。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第9号、平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第10号、平成22年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、平成22年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第11号、平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第13号、町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回初めて分園化というふうな用語が出てまいりましたので、お尋ねをいたしたいと思いますが、この分園化後ですね、この3つの保育園、五日市、小屋瀬、江川、これは従来と比べますと保育運営に、保育の運営ですよ、運営にどのような、この分園化になって変更が出てくるのが予測されてくるのか、その内容についてお知らせをいただきたいなと思っております。

それから、第7条関係では入所制限がここに例示されているわけですが、今回の第7条には特に町長が認める場合が規定になっているようですが、町長が認める場合というふうな部分については、これまでの第7条関係が当然に入ってくるものと思われまじけれども、こういったような中身と、さらに何か町長が認める場合には制限は出てくるのか、どのような形で、この認める場合の規定については、どのような形で定めるのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えをいたします。

1点目の分園になる3園の今後の運営について、どのような変更、方向が考えられるかというふうなご質問でございます。

まず今回分園化を図るといふことの狙いといたしましては、定員につきましては、保育士の配置につきましては最低基準をクリアする形で配置をしておりますが、より一層体験活動等を行っていただけるような、そんな保育園運営を考えた際に、2名の保育士であれば非常に安全面の管理等、屋外に出た際にそんな心配もされますことから、応援保育士を派遣したり、そんなことを通じながら、より機能的な運営を図っていきたいというふうに考えたことがひとつございますし、また第4次の行革大綱を受けての今後の保育園、児童館の運営のあり方を検討する際に、一定の基準15人を下回った場合には児童館にするとか、そういった住民説明をするというふうな方向で運用してまいりましたが、現在の様子を見ますと15人を超えたり下回ったりするというふうな、非常に流動的な状況にありますし、加えて昨年、22年4月1日から、今年の23年4月1日までの出生見込み数が46人、前年度を20人ほど上回ったというふうな、期待できる数字もありますので、当面保育園としての機能を維持したいというふうな、この2つの観点から考えて進めてきましたもので、より一体的な4園を、葛巻保育園を核としてより一体的な運営を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

それから入所の制限につきましては、現在の規制には伝染病とか、これは用語も当然感染症等に変ってきておりますので、そういった整理も含めながら、特別支援を要するような子どもについても、広く受け入れをしていききたいというふうな観点の中で、言うなれば入所拒否、あるいは制限というようなものを和らげようとする内容で、今回改

正をしようとするものでございます。考えられるものは、他の乳幼児に影響を及ぼす感染症等の場合には一部制限があるかもしれませんが、今後は病児、病後児の受け入れ等も含めて考えていきたい、地域で特別支援を要する乳幼児についても地域で育てる、そんな考え方を重点的に出していきたいという内容での改正でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

葛巻保育園はこども園というふうな形になって、幼保一元化のようなことでのこども園がなっているわけです。この分園というふうな形になりますと、そのこども園との関わりはどのような見方をすればいいのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

現在も認定こども園としての葛巻保育園については、保育に欠けない乳幼児の受け入れもしております。他の3園につきましては私的契約児としての受け入れをしておりますが、その方向は今後そのまま継続をしようと考えております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第14号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

今回の育児休業の一部改正について、非常勤職員も対象になるということでしたが、説明の中では1年以上在職された非常勤職員というように聞いたような気がしますけれども、対象者はどれくらいいらっしゃるのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

こちらの方に該当する非常勤職員でございますが、主に専門員ですとか、各課にいるような職員14名くらいが形式上対象になるかと思います。

そういった中で、1年以上勤務しているというのが原則になりますので、実際には何年間も継続されている方もいますので、そういった方々が対象にはなっていくものと思いますが、現実的に対象になりそうな方は1人か2人かなというふうに思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第15号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1点だけお尋ねをいたしたいと思います。

今回の計画では、一部の区域が統合になった部分があるというような説明をいただいておりますが、この辺地の区域といいますか、辺地区域で行われる公共的施設のこれは総合整備、いわゆる辺地債を活用できるかどうかというようなことの内容になってくるかと思っておりますけれども、当該区域でこの辺地債の活用の有無に関わらず、今回こち

らの公共的施設の総合整備の計画は全部網羅されているというふうなことになるでしょうか。それとも、辺地債の分だけ載っているのか。あと、全部当該区域の整備に係る分については載っているのか、そのあたりはどうでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

計画そのものにつきましては、辺地債を活用するか否かに問わず計上をしているものでございます。その時々いろいろな財源状況によりまして、辺地債になったり、過疎債になったり、あるいはそれ以外の有利な起債が出たり、交付金というもの等が出たりすれば、そういったようなもので対処するというのも具体的にはその時点ではあるのかと思います。そういった部分も含めまして、予想、想定される事業、辺地債に関わらず計上をしているところでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、つまり当該地域の公共的施設の整備はこれに載っていないければ、この計画上は実施しませんというふうな理解でよろしいですね。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

現在計上されていない事業におきましても、今後総合計画等も策定してまいりますし、あるいはいろいろな関係で優先度の高いもの、あるいは緊急性の事業ができて、それをどうしても辺地債がというようなケースになった場合には計画変更等しまして、計画に盛り込んでまいりたいというふうな考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第16号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第16号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第17号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質問は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

私は基本的なことでお伺いをいたしたいと思います。人事案件、いわゆる議会同意による公職で就任する場合の職種は限られております。そういったような場合に、同一人の方が複数の公職に就いていただくというような想定もされるわけですが、そういったような同一人の方が複数の公職に就くというような基本的な考え方、どのような考え方をお持ちになっているのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

委員長 (高宮一明君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答え申し上げます。

今回のような人事案件についてでございますが、公職に複数の、そういう考え方はどうかということでございますが、これまでもそうだと思うのでありますが、その任務、目的、そういったようなものに照らし合わせながら、その相応しい人材というのを願いますというのが基本的にあると、このように思っておりますし、そういう中で、中にはやはり複数の任務を願いますというような形もあろうかと思っておりますし、できるだけ他のそういう人材等も含めながら広く検討しなければならないと思っておりますが、このようなケースの場合は特に、やはり一定の専門的な知識といえますか、そういったふうなもの等も基本とする部分がございますので、そういう面では一概にこうということにはならないと、このように思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略し、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第17号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第17号は適任とすることに決定されました。

次に日程第12、議案第18号、22災51号河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第18号、22災51号河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
ここで11時20分まで休憩します。
当局の方々は、退席していただいても結構でございます。
なお、このあと第4会議室におきまして、陳情について審査を行いますのでご移動願
います。

(休憩時刻 11時08分)

(再開時刻 11時20分)

※第4会議室において陳情審査

(散会時刻 12時10分)